

議案第 6 9 号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員で常勤のものとの期末手当について、所要の改正を行うものであります。